

令和2年 第5回 当別町教育委員会定例会議事録

日 時 令和2年3月25日（水） 午後2時00分  
 場 所 役場3階 中会議室  
 出席者 本庄教育長、武岡教育長職務代理者、寺田委員、小林委員、佐々木委員  
 出席職員 山崎教育部長、北村学校教育課長、石川社会教育課長、須藤子ども未来課長、  
 玉木総務係長  
 傍聴者 2名

<p>【開会の宣言】 教育長</p>	<p>ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和2年第5回当別町教育委員会定例会を開催致します。</p>
<p>教育長</p>	<p>傍聴の希望がありましたので、許可してよろしいでしょうか。          （「異議なし」の声）          それでは、傍聴を許可します。          （傍聴者入室）</p>
<p>【議事日程】 教育長</p>	<p>日程につきましては、各委員に配付しています日程表により議事に入ります。</p>
<p>【日程第1】 教育長</p>	<p>日程第1、報告第1号を上程致します。          提案の説明を求めます。          教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>（提案の説明）          只今、議題となりました報告第1号当別町図書館条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の1頁をご高覧ください。          本件は、令和2年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、協議案第1号として提案、委員各位のご了承をいただきました条例制定であります。          条例の制定内容につきましては、学習交流センターと西当別コミュニティセンターに設置の図書室を、図書館本館及び図書館分館とし、住民サービスの向上に寄与するため、条例を制定しようとするものであります。          なお、本条例制定につきましては、令和2年第1回当別町議会定例会において、3月17日に原案のとおり可決されましたので、委員会にこれを報告し、ご承認をいたごうとするものであります。          よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p>

	<p>なお、詳細につきましては、社会教育課長から説明いたします。</p>
社会教育課長	<p>ただいま説明がありましたとおり、先の当別町議会において、図書館条例は可決されております。</p> <p>本条例案については、先の議会の総務文教常任委員会、予算審査特別委員会で、条例案と予算に関わる案件が付されましたので、数多くの議論が行われているところであります。また、一般質問では、司書の配置、図書館協議会新設等についての議論がなされました。</p> <p>条例案については、町議会で、全会一致で可決されましたので、報告いたします。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第1号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第1号は原案のとおり承認致しました。</p>
【日程第2】 教育長	<p>日程第2、報告第2号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました報告第2号令和元年度3月補正予算につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の2頁をご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、令和2年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、協議案第4号として提案、委員各位のご了承をいただきました補正予算であります。</p> <p>主な内容については、スクールバスの運行経費の減、学校給食センター及び西当別小学校屋内体育館改修工事費の減等を計上し、それぞれ歳入・歳出の補正を行ったものであります。</p> <p>なお、本補正予算につきましては、令和2年第1回当別町議会定例会において、3月6日に原案のとおり可決されましたので、委員会にこれを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p>

<p>教育長</p>	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第2号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第2号は原案の とおり承認致しました。</p>
<p>【日程第3】 教育長</p>	<p>日程第3、報告第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明) 只今、議題となりました報告第3号令和2年度当初予算につきまして、 提案の説明を申し上げます。議案書の3頁をご高覧ください。 本件につきましては、令和2年第2回当別町教育委員会定例会におきま して、協議案第6号として提案、委員各位のご了承をいただきました予算 であります。 歳入の総額を10億5,142万3千円、民生費と教育費を合わせた歳 出の総額を17億2,700万円にするものであります。 なお、本当初予算につきましては、令和2年第1回当別町議会定例会に おいて、3月17日に原案のとおり可決されましたので、委員会にこれを 報告し、ご承認をいたごうとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第3号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第3号は原案の とおり承認致しました。</p>
<p>【日程第4】 教育長</p>	<p>日程第4、議案第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p>

<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました議案第1号当別町立学校管理規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の4頁から36頁まで、別冊の1頁から32頁までをご高覧ください。</p> <p>本件については、文部科学省で示された、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに基づく、学校の教育職員の勤務時間の上限設定及び新たな学習指導要領の改訂に伴い指導要録を改めるため、委員会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、詳細については、学校教育課長から説明いたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>説明を申し上げます。議案書の4頁から36頁まで、別冊の1頁から32頁までとなります。説明については、別冊を用いて行います。</p> <p>主な改正内容について説明いたします。別冊1頁上段の「目次」と書かれたところの、第8章から第10章までの条文範囲の変更となります。この変更は、第38条が新たに加わったことによるものであります。</p> <p>第38条については、別冊1頁から2頁をご高覧ください。学校における教職員の働き方改革に関する取組を進めるため、教育職員の時間外労働の上限を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすること等を定めようとするものであります。</p> <p>続きまして、別冊の4頁から32頁までをご高覧ください。主な様式の改正となりますが、こちらは小学校・中学校の指導要録等の様式を改めようとするものであります。</p> <p>4頁から21頁までについては、新たな学習指導要領に基づく教育課程によりまして、小学校・中学校の評価の観点の変更、小学校5年生・6年生の外国語の教科化等のため、様式を改めようとするものであります。</p> <p>22頁から32頁までの様式については、先ほど説明した第38条が加わったことによりまして、様式を指し示す条例の位置が変わり、1条ずつ繰り下がっているものであります。</p> <p>22頁をご高覧ください。改正前に第39条だったものが第40条にというように、それぞれ1条ずつ繰り下がっております。</p> <p>説明については、以上であります。</p>
<p>教育長</p> <p>武岡委員</p>	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等はございますか。</p> <p>時間外労働は1か月45時間ということですが、各学校でどのような形で確認するのでしょうか。</p>

<p>学校教育課長</p> <p>武岡委員</p> <p>学校教育課長</p> <p>教育長</p>	<p>各学校には、校務支援システムが導入されています。そこで、先生方の出退勤の関係については、パソコンの方で管理されております。勤務時間外の数値についても把握することができますので、そちらで管理してまいります。</p> <p>タイムカードではないのですね。</p> <p>タイムカードは使用しておりません。パソコンに出勤時間と退勤時間を入力する形となります。</p> <p>その他に、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、議案第1号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第1号は原案のとおり決定致しました。</p>
<p>【日程第5】</p> <p>教育長</p>	<p>日程第5、議案第2号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました議案第2号当別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の37頁・38頁、別冊の33頁をご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、新たに西当別中学校教職員住宅を追加するため、委員会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、詳細については、学校教育課長から説明いたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>説明を申し上げます。議案書の37頁・38頁、別冊の33頁をご高覧ください。</p> <p>本件については、教職員の人事異動に伴い、4月から転入される西当別中学校管理職の住宅を追加するため、規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>説明については、以上であります。</p>

教育長	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、議案第2号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第2号は原案のとおり決定致しました。</p>
<p>【日程第6】</p> <p>教育長</p>	<p>日程第6、議案第3号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>（提案の説明）</p> <p>只今、議題となりました議案第3号当別町立学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の39頁・40頁、別冊の34頁・35頁をご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、引用条文を改正するため、委員会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、詳細については、学校教育課参事から説明いたします。</p>
学校教育課参事	<p>説明を申し上げます。議案書の39頁・40頁、別冊の34頁・35頁をご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、引用する学校運営協議会の条文が繰り上がりとなったことから、規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>説明については、以上であります。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、議案第3号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第3号は原案のとおり決定致しました。</p>

<p>【日程第7】 教育長</p>	<p>日程第7、議案第4号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明) 只今、議題となりました議案第4号当別町図書館条例施行規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の41頁から48頁をご高覧ください。 本件につきましては、当別町図書館条例制定に伴い、当別町図書館条例施行規則を定めるため、委員会の議決を得ようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますようお願いいたします。 なお、詳細については、社会教育課長から説明いたします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>説明を申し上げます。議案書の41頁から48頁をご高覧ください。 図書室に関する図書の規定については、当別町学習交流センター管理運営要綱の中で定められておりましたが、本年4月から当別町図書館を設置することに伴い、図書館の開館時間・休館日・図書の貸出・図書館の運営等に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものであります。 説明については、以上であります。</p>
<p>教育長  佐々木委員  社会教育課長  武岡委員</p>	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。  休館日が毎週月曜日と12月29日から1月3日となっていますが、教育委員会で管理している他の社会教育施設と同じではないのですか。  基本的には、他の社会教育施設と同じ考え方です。体育館等はふれ・スポ・とうべつに指定管理を委託しているところですので、運用上ふれ・スポ・とうべつに開けていただいていることもあります。今回については、他の社会教育施設と同じ考え方で、開館日を設定しております。  第2条ですが、西コミセンの例で言うと、本を借りたり返したりするのは、体育館の管理人がいる時間であれば、5時以降で司書がいなくても対応していただいていた。5時までとなると、そのような対応は無くなるのですか。</p>

社会教育課長	開館時間については、これまでと同じ考え方です。これまでも、10時から5時が基本の開館時間でありましたが、西コミセン等については、運用上、施設が開いている時間の中でご利用いただいていることとなっておりますので、運用時間については現行と同じ時間で考えておりますが、運用の中で、拡充等を目指していきたいと考えております。
教育長	現行どおりに対応するということですね。
社会教育課長	そのとおりです。
武岡委員	奥の方で作業をしたいという方がいらっしゃった場合についても、管理人がいる間はできるということですか。
社会教育課長	現在でも、夜間に勉強されているお子さんや閲覧されている方がいらっしゃいますので、管理人がいる間は開館ということで考えています。
武岡委員	本館も同じですか。
社会教育課長	本館については、他の施設がないので、午後5時までとなっておりますが、利用者からは、夏休みの間だけでも利用したいという声がありますので、運用について今後検討していきたいと考えています。
武岡委員	5時までとなると、働いている方はほとんど利用できません。図書館単体の建物ではありますが、1時間でも2時間でも、何とかやりくりして一般の方が遅くまで利用できるようにしていただきたいと思います。
社会教育課長	今後の利用の中で、サービス向上に努めてまいりますので、開館時間も含めて検討してまいります。
武岡委員	第13条「児童コーナーは無料とし」について詳しく説明してください。
社会教育課長	基本的に、図書館のサービスの利用については無料となっております。現行についても、イベント等で使用することがありましても、施設の利用率やイベントの開催については、無償での提供ということで考えてまいりたいと思っております。
武岡委員	児童コーナーは基本無料なので、なぜここに「児童コーナーは無料とし」と書かれているのかがわからなかったもので、質問しています。



社会教育課長	<p>学習交流センターの中に、靴を脱いで入る一段高いスペースがあります。この場所については、現行では町主催の行事での利用に限定されていますが、今後は図書館のサービスとすることによって、多くの利用が期待されることから記載しておりますが、現在、具体的にどのような事業を行うかについては、今後の検討ということになっております。</p>
武岡委員	<p>お示しのスペースが児童コーナーということですね。</p>
社会教育課長	<p>そのとおりです。</p>
教育長	<p>無料という表現は必要でしょうか。有料ではなかった場所を突然無料とするのは、唐突な印象を受けます。</p>
社会教育課長	<p>他の社会教育施設を例に挙げますと、白樺コミセンや西コミセンの部屋の使用については、利用内容については有料となる規定がありますので、あえてこの中で、無料という規定をさせていただきました。</p>
教育長	<p>本件については、図書館条例の施行規則なので、図書館に限ってのことであり、図書館はすべて無料なので、特に無料と謳う必要は無いのではないかという意見ですね。</p>
社会教育課長	<p>基本的に想定はしていませんが、営利目的での利用の希望がある場合についても、町内の児童の教育・学習に寄与するものでしたら、供用したいと思っております。</p> <p>ただ今、教育長と武岡委員が発言した部分について、基本的には記載せずとも無償と思っておりますが、他の社会教育施設で、会議室が有料という規定があるので、あえて記載させていただいたものです。</p>
教育長	<p>団体貸し出しが有料というのであれば、そういう記載が必要かもしれませんが、団体貸し出しについても、特例と書いてあって、料金を取りませんよね。なぜここだけ無料と表現しているのか、その理由が判然としません。判然としないものを、規則にしない方がいいと思います。</p> <p>もしこの場で、この表現を取った方がいいという方向で意見がまとまれば、取るということは可能ですか。</p>
社会教育課長	<p>可能です。</p>
教育長	<p>手続き上問題はないですか。</p>

社会教育課長	<p>気になる部分については、想定はしていませんが、商業利用での申し出があった場合については、何らかの話が考えられるかと思いますが、現在想定している部分については、図書館の利用ですので、営業ですとか、商用利用については、基本的には許可はしないというイメージでおります。</p>
教育長	<p>「児童コーナーの利用の範囲は次のとおりとする」と修正するだけでいいではありませんか。</p> <p>そのように修正することを、この場で合意を得たらいいのではないかという意味で提案しましたが、問題ありませんか。</p> <p>確認のため、暫時休憩します。</p> <p>再開します。</p>
社会教育課長	<p>第13条については、「児童コーナーの利用の範囲は次の各号のとおりとする」に訂正させていただきたいと考えております。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、「無料」という文言は取らせていただきます。文言の整理も含めてございましたら、ぜひご意見を出していただきたいと思います。</p>
武岡委員	<p>第15条第3項について、やむを得ない事由によって本を失くした場合はその責めを負わないというのはいいと思いますが、自分の不注意で本を失くしてしまうという場合も考えられます。そういった細かい部分まで書いておかなくてもいいのでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>これまでは規定がありませんでしたが、同じ本を返していただくということで対応しておりました。今後についても、基本的には同じ本を返していただくということで進めたいと考えておりますが、ケースバイケースであると思いますので、細かな規定については特に決めず、実際に運用する中で対応していきたいと考えております。</p>
教育長	<p>そのような場合には、第16条を適用して対応できるのではないのでしょうか。</p> <p>もし武岡委員が発言したような事態が実際に起こったときに、総合的に判断して、失くした方に弁償を求めることになるケースもありうるので、その場合には、「教育長が別に定める」ということで、対応の責任を教育長が負えばいいのです。そのために、第16条があるのではないですか。</p>

武岡委員	<p>図書を失くしてしまうケースはきっと出てくるので、はっきり決めておいた方がいいのではないかと思います。</p>
社会教育課長	<p>第16条に「教育長が別に定めるものとする」とありますが、この規則とは別途に、どのような形で対応していくかについて、考えてまいりたいと思います。</p>
小林委員	<p>第14条の第4号について、複写の料金は何をもとにして決めたのでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>近隣自治体の複写の料金や、作業の内容を考えた上で設定しています。</p>
教育長	<p>その他に、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、議案第4号は、修正を行った上で決定してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第4号は決定致しました。</p>
【日程第8】 教育長	<p>日程第8、議案第5号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました議案第5号当別町学習交流センター管理運営要綱の一部を改正する訓令制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の49頁から53頁、別冊の36頁から39頁をご高覧ください。</p> <p>本件については、当別町図書館条例制定に伴い、当別町学習交流センター事業等を変更するため、委員会の議決を得ようとするものであります。よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、社会教育課長から説明いたします。</p>
社会教育課長	<p>説明を申し上げます。議案書の49頁から53頁、別冊の36頁から39頁をご高覧ください。</p> <p>本件については、当別町図書館設置に伴い、当別町学習交流センターの事業内容に変更が生じるため、要綱の一部を改正しようとするものであり</p>

	<p>ます。</p> <p>なお、こちらについても、第10条に、利用に関して無料とする規定があります。本要綱をベースに図書館条例施行規則を作成したため、無料という文言がありますが、こちらについても同様に、「学習交流センターの利用は無料とし」を「学習交流センターの利用の範囲は次の各号のとおりとする」に訂正させていただきたいと考えております。</p> <p>説明については、以上であります。</p>
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。
教育長	児童コーナーについて、先ほどの図書館と同列に考えてもよろしいのでしょうか。
社会教育課長	<p>図書館の規則については、学習交流センターの中に図書館のものがあつた中で、その部分の抜き書きということで、先ほどの図書館の規則の中に移しているものであります。</p> <p>学習交流センターの主催事業、事業趣旨に沿った団体等の行事であれば、承諾を与えておりますが、沿わないような事業の開催については、許可の範囲外ということで考えております。</p>
教育長	学習交流センターについては、有料があり得るといふことでしょうか。
社会教育課長	そのとおりです。
小林委員	現状の学習交流センターの建物の中で、学習交流センターの範囲はどのようになるか。現在図書室となっている部分が図書館となるのか。
社会教育課長	<p>学習交流センターの建物全体が学習交流センターで、その中に図書館が入るといふことになります。</p> <p>町の法制担当と協議しまして、当初は学習交流センターすべてを図書館とする方向で協議していましたが、町長といたしましては、図書館については新設の複合施設等を検討しており、この図書館はあくまで暫定の施設であるという考えの下、また図書館が別の場所に移ったときには、学習交流センターを定義づける規則が必要になってくるということで、今回廃止にしてしまうと、また新たに規則を制定しなければならなくなるので、学習交流センターの中の大部分は図書館ではありますが、あくまで学習交流センターは活かしつつ、その中の一部が図書館ということで、今回規則を改正するものであります。</p>

寺田委員	<p>そうでありましたら、「学習交流センターの利用は無料とし」は残してもいいのではないのでしょうか。先ほどは図書館の中で児童コーナーだけが無料というようなことになるので気になっていましたが、全体が無料であるならば、「無料」の文言を残しておいた方が、町民目線としてはわかりやすいのではないのでしょうか。</p>
小林委員	<p>学習交流センターの使用が有料ということはあり得るのでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>状況によっては、有料での使用があり得ると思っています。営利目的での申請がありましたら、内容を確認したうえで検討することもあり得ると思います。</p>
教育長	<p>学習交流センターの主催事業、事業趣旨に沿った団体等の行事以外は、有料になる可能性があるということによろしいでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>具体的にどのような事業かは想定していませんが、場合によっては有料となる可能性はあります。</p>
武岡委員	<p>社会教育課長の説明で、なぜ学習交流センターを残さなければならないかはわかりました。</p> <p>広くない施設の中で、図書館を利用する子どもたちが、夏休み・冬休み・試験前に多く来て、勉強するスペースが足りないというときには、学習交流センターと称されている部分についても、館長の判断で利用させていただきたいと思いますが、そのあたりの融通は利くのでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>現在の学習交流センターは非常に手狭となっております、次年度の改修で多くを図書館のスペースにしようと思っております。そうすると残りは、現在歴史研究専門員がいるスペースと古文書の所蔵スペース、図書館の中に本を入れていない蔵書部分のスペースとなりますので、図書館以外のスペースの利用については、建物のスペース上難しいと考えておりますので、図書館として有効に使えるスペースを広げることで対応したいと考えております。</p>
教育長	<p>その他に、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、議案第5号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第5号は原案の</p>

	とおりに了解致しました。
【日程第9】 教育長	日程第9、議案第6号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました議案第6号当別町教育基本計画につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の54頁、別冊の議案第6号関係資料をご高覧ください。 本件につきましては、当別町の教育行政推進に係る、令和2年4月から令和7年3月までの5か年の計画を策定しようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長・子ども未来課長・社会教育課長から説明いたします。
学校教育課長	説明を申し上げます。議案書の54頁、別冊の議案第6号関係資料をご高覧ください。 表紙をめくりまして、「はじめに」というところがございます。こちらはこれまでの小中一貫教育の取組、時代背景、子どもたちが生きていくうえで必要となる力、大人たちが取り組むべきことを記載し、新たな当別町教育大綱をもとに、令和2年4月から令和7年3月までの5か年計画とし、教育行政を進めていくこととするものであります。 次頁は目次となります。構成については、第1章の策定方針について、第2章の基本計画・目指す教育、資料編となっております。 内容の説明に入らせていただきます。1頁から5頁までが、第1章となります。当別町教育基本計画策定の趣旨、法的位置づけ、他計画との関連性、期間、現状、小中一貫教育の取組、そして最後に進行管理となっております。進行管理については、年次ごとの教育推進計画を策定いたしまして、点検評価を実施することとしております。本計画の最終年度には成果の検証、次期計画への反映を行います。 続きまして、6頁から25頁までが、第2章となります。6頁にはA3版で体系図を作成いたしました。本計画の基本理念から基本施策までが一目でわかりやすく、また、該当ページを表記することで、基本的方向性と基本施策を探しやすくなっております。 7頁になりますが、上段に当別町の教育目標を掲載しております。中段

には基本理念を2点掲げています。「社会を背負う、世界にも通じる、知・徳・体を備えた人の育成」「幸せを実感できる生涯学習社会の実現」で、教育大綱の基本理念と同じです。

8頁で「つけさせたい力」と「目指す子ども像」を6項目、9頁で「目指す学校像」と「目指す地域像」を表記しております。こちらについては、義務教育学校の基本構想と同内容となっております。

10頁から25頁には、学校教育・子ども未来・社会教育の基本的方向性と基本施策を掲げております。こちらについては、課ごとに説明させていただきます。

初めに、10頁の学校教育でございます。学校教育においては、9年間の切れ目のない教育による小中一貫教育を実現するものであります。こちらについては、教育大綱の学校教育の基本方針に準じているところです。

学校教育については、基本的方向性として、5点掲げております。10頁の中段ですが、まず1番目として「確かな学力」でございます。その他「豊かな人間性」「健全な心身」「地域とともにある学校」「教育環境の整備」という5つの基本的施策を掲げております。

基本的方向性の1番目「確かな学力」の中で、基本施策を6点提示しております。学力の向上として、子どもたちに、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけさせ、学ぶ意欲・思考力・判断力・表現力を含めた幅広い学力を育てていきたいという目標を掲げております。矢印の下については、今後の取組を表記しております。研修体制の充実や授業改善の積極的な推進、PDC Aサイクルに基づいたカリキュラムマネジメントの確立を図っていくといった取組を進めてまいります。11頁については、外国語教育・キャリア教育について、目標と今後の取組を記載しております。12頁は、情報教育・特別支援教育について、13頁では支援体制と相談機能の充実を掲げております。

基本的方向性の2番目「豊かな人間性」については、基本施策で3点掲げております。道徳教育・ふるさと教育・人権教育と人間性を育む部活動について掲載しております。

15頁上段の基本的方向性の3番目「健全な心身」についてです。基本施策は、健康教育・体力の向上・食育の3点を掲げております。

16頁中段の基本的方向性の4番目「地域とともにある学校」については、施策を1点掲げております。コミュニティ・スクールを積極的に活用し、取組を進めてまいります。

最後、17頁は「教育環境の整備」です。良好な教育環境の整備として、ICT機器の整備を進めてまいります。

学校教育については、以上であります。

<p>子ども未来課長</p>	<p>説明を申し上げます。別冊の18頁から21頁をご高覧ください。</p> <p>子ども未来は、基本的方向性といたしまして、5つの方向性を掲げております。「子育て支援」「子どもの安全・安心な環境づくり」「認定こども園との連携」「幼児教育と小学校教育との接続」「子ども発達支援センター機能」の5点を掲げ、基本的施策を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>初めに、18頁の基本的方向性その1「子育て支援」については、子育て支援センターにおける交流事業を通して、乳幼児の成長や家庭での子育て力の向上を掲げる基本施策を第一に掲げております。</p> <p>2つ目に、子育てにおける支援体制の充実に関しまして、子育て支援センターにおける相談体制や、子育てに関する情報提供の取組を行うこととしております。</p> <p>19頁の基本施策3におきましては、ファミリーサポートセンター事業の推進ということで、地域において子育てを援助したい方と、援助を必要としている方を結びつける、地域における相互援助活動をこれまで以上に取り進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>基本的方向性その2「子どもの安全・安心な環境づくり」については、基本的施策としては4番目となるプレイハウスの充実を掲げております。</p> <p>続いて、基本施策の5においては、多様な保育サービスの充実として、現在認定こども園で行われている一時預かり事業、延長保育事業、障がい児保育事業等の特別保育の事業についても、実施していきたいと考えております。</p> <p>続いて、20頁になります。基本施策の6といたしまして、児童虐待防止に向けた支援体制の構築ということで、教育委員会・子ども未来課のみならず、学校をはじめ、児童相談所等、各機関が連携して、いざというときには子どもを守るという取組を推進していくものであります。</p> <p>基本的方向性その3「認定こども園との連携」ですが、基本施策としては7番目といたしまして、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進を掲げております。</p> <p>続いて、21頁の基本的方向性その4「幼児教育と小学校教育との接続」ということで、基本施策8といたしまして、幼保小接続プログラムの推進を掲げております。幼児教育から小学校教育にスムーズにつながることに よりまして、小中一貫教育、義務教育学校へとつながっていける幼児教育を進めていきたいと考えております。</p> <p>基本的方向性その5「子ども発達支援センター機能」ということで、9番目の施策になりますが、発達支援センターの機能の充実ということで、現在行われている子どもたちの療育指導や親御さんへの相談・支援といった機能を、職員の資質向上とともに充実させていきたいという考えであり</p>
----------------	---



	<p>ます。</p> <p>これらの基本的方向性、基本施策を、今後の子育て支援や幼児教育に関する取組を進める方針として、こちらに記載させていただいております。説明は以上となります。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>社会教育について説明いたします。別冊の22頁から25頁をご高覧ください。</p> <p>社会教育については、教育大綱に沿った考えの下で、事業展開することを目指しており、子どもたちをはじめ、すべての町民が幸せを感じることができる生涯学習社会の実現を目指した社会教育を展開したいと考えております。また、入植以来、150年の中で培われてきた当別町の文化や歴史を通じ、故郷を愛する心を醸成し、当別町の教育を支える第一歩を考えているところであります。</p> <p>基本的方向性は5点、基本施策は8点設定しております。</p> <p>基本的方向性その1は「魅力ある学習プログラムを目指し、すべての年代に対応した学習機会の充実」です。こちらについては、青少年から高齢者まで、幅広い世代の、当別町でのライフステージに応じた学習プログラム作りを支援してまいります。</p> <p>基本施策2は、社会教育施設の計画的整備であります。町内の社会教育施設は、老朽化が進んでいるところです。長寿命化と合わせて、有効利用が図られるような施策を進めてまいります。</p> <p>基本的方向性その2は「文化・芸術・スポーツ」であります。文化・芸術・スポーツ活動の推進については、各団体それぞれ個別で活動している文化団体・スポーツ団体等が、町内に多くございます。こちらについても、成人の教育、また、子どもへの教育と合わせた中での支援に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>基本的方向性その3は「歴史文化財産の保存と活用」です。歴史文化財産を活用した町・人作りでございます。こちらについては、当別町民の150年の歴史の中で、貴重な文化財・歴史遺産があります。こちらについても、調査・保存に努めまして、活用してまいりたいと考えております。</p> <p>続いて、24頁をご高覧ください。基本的方向性その4「児童・生徒・家庭に対する支援」であります。地域と一体となって、取組を推進いたしまして、地域の教育力を活かすための地域学校協働活動本部事業、また、放課後学習会・土曜教室等についても、継続して実施したいと考えております。</p> <p>基本施策6は、体験活動の推進です。こちらについても、自然体験や地域の資源を活用した事業展開を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>基本施策7は、保護者支援の充実です。こちらについては、子ども未来</p>

	<p>課等と連携した子育て支援や、学校運営協議会と連携した情報提供等を行ってまいります。</p> <p>基本的方向性その5は「図書館機能の向上・読書活動の推進」です。こちらについては、図書館を拠点とした教育・文化の発展、学校・家庭・地域の読書活動の推進、学校図書館との連携、図書館の蔵書の充実を図ってまいります。</p> <p>社会教育についての説明は以上です。</p>
学校教育課長	<p>最後は資料編となります。別冊の26頁から31頁をご高覧ください。</p> <p>26頁から28頁の上段まで、当別町の教育大綱を掲載しております。こちらについては、先日行われた総合教育会議において決定しております。</p> <p>28頁の中段には、北海道の教育施策の動向を掲載しております。</p> <p>最後となります。29頁から31頁については、一体型義務教育学校の開校準備に係る組織といたしまして、29頁には、開校準備委員会の組織図を掲載しております。30頁は、教育課程編成委員会の組織図です。31頁については、教育課程編成委員会の各専門部会の役割について、掲載しております。</p> <p>以上、第1章・第2章・資料編というところで、5か年の当別町教育基本計画を、案として作らせていただきましたので、ご審議いただきたいと思います。説明は以上です。</p>
教育長	<p>教育委員の皆様から、多くの意見をいただきまして、修正を加えながら作成してまいりまして、ようやく形になりました。上位計画として教育大綱がありまして、その理念を実現していくために、この基本計画があり、さらにその下に年次の計画が、これをもとに出来上がって、実行していくという流れになっております。</p> <p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。</p>
武岡委員	<p>感想ですが、構造的に、表を多用して、わかりやすくまとめられておりますので、よくわかるというのが第一の印象です。</p> <p>1つだけお尋ねしたい点が、23頁の社会教育の基本的方向性その3「歴史文化財産の保存と活用」に、未指定文化財の調査とありますが、具体的にどのようなものを指しますか。</p>
社会教育課長	<p>現在、指定文化財については、伊達家由来の品物と無形文化財の当別音頭しかございません。この中では、当別町の地域の財産としましては、伊</p>

<p>武岡委員</p>	<p>達山遺跡、解析中の文書類、公開に向けた手続きを進めている吾妻家文書等、貴重な資源があります。これらについては、個人所蔵のものですとか、多くのものがありますので、そちらについても、何らかの位置づけをした中で、活用できるものがないかということでの検討を行っているところがあります。</p> <p>お願いがございませう。開基150年を迎えるということで、すごくお目出度いことで、良いことだと思いますが、当別町は広くて、各地域の方たちのことを中心に考えると、伊達藩と一緒に入ってきた方たちばかりではありません。明治28年頃に、集団移住で入ってきているということが各地であると思います。どの程度、跡が残っているかはわかりませんが、伊達家の古文書を扱うのと同様に、各地の歴史についてもお調べいただけるとありがたいと思います。</p> <p>私の祖先の出身地の役場に行ったとき、本がありまして、何年に誰々が集団移住を何処にした、という記録が残っていました。そこまで全部調べたら大変だとは思いますが、伊達家と同様に、他の地域の歴史についても、併せて調べていただければと、後の世代の方たちが喜ぶのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>そのようなことも念頭に置きながら、進めていただきたいと思います。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>24頁の地域と一体となった取組の推進についてですが、25頁の基本施策7の保護者支援の充実の箇所で、学校運営協議会と連携し、情報提供を実施するとありましたが、学校運営協議会は地域と一体となって取組を行うものですので、差し支えなければ、教育施策5の地域と一体となった取組の箇所に、学校運営協議会の文言が入っていた方がいいのではないかと思いますので、ご検討願ひます。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>ご発言のとおり、教育施策5に含まれるものだと思いますので、文言についても、記載することを考えたいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>基本的方向性4の基本施策5の箇所に、学校運営協議会との関わりというのを1項入れてははいかがでしょうか。</p> <p>基本施策7における学校運営協議会は、連携した情報提供という意味で、意味合いが狭くなるので、大きな意味で入れるのであれば、基本施策5の方が適切かもしれません。</p> <p>ですので、基本施策5の今後の取組に、学校運営協議会との連携という1項目を入れるということで、了解していただければと思います。入れる</p>

<p>教育長</p>	<p>ということでよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声）</p> <p>その他に、ご質問等はございますか。  なければ、質疑を打ち切り、議案第6号は原案のとおり決定してご異議  ございませんか。  （「異議なし」の声）  異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第6号は原案の  とおり決定致しました。</p>
<p>【日程第10】  教育長</p>	<p>日程第10、協議案第1号を上程致します。  提案の説明を求めます。  教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>（提案の説明）  只今、議題となりました協議案第1号当別町教育・保育施設補助金交付  規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。  議案書の55頁から58頁まで、別冊の40頁から43頁までをご高  覧ください。  本件につきましては、教育・保育施設における補助対象事業の対象経費  及び金額を改めようとするものであります。  よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。  なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。</p>
<p>子ども未来課長</p>	<p>説明を申し上げます。議案書の55頁から58頁まで、別冊の40頁か  ら43頁までをご高覧ください。  本件につきましては、子ども・子育て支援法に基づく、町内の認定こど  も園の利用者に対する経済的支援といたしまして、来年度より新たに、就  園援助事業といたしまして、生活保護世帯の給食費に対する助成を行うた  め、規則の一部を改正しようとするものであります。  また、その他、本規則中で引用しております当別町臨時職員取扱要綱の  廃止に伴い、40頁・41頁・42頁で、引用している箇所を改めよう  とするものであります。  説明は、以上であります。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等はございますか。</p>

武岡委員	こちらについては、当別町独自の施策になりますか。
子ども未来課長	この施策については、当別町独自の施策です。この度、補助の対象とするものについては、給食費のうちの主食費に該当します。国の制度の中で、生活保護世帯については、副食費は免除となりますので、残る主食費について、町が支援を行おうとするものです。
小林委員	主食費を生活保護世帯だけではなく、全世帯に補助するという考えは、今後出てきますか。
子ども未来課長	今回の就園援助事業の考えといたしましては、根底にあるのが、小学校・中学校の就学援助費ということで、低所得者に対する主食費の助成となっております。 担当課といたしましては、今回、主食費だけを補助する形になりましたが、始めの一步と考えておりまして、可能でありましたら、予算の絡みもありますので、検討してまいりたいと考えております。 副食費に関しましては、法定免除という扱いになっており、教材費については、子ども・子育て支援法の規定を活用し、生活保護世帯の教材費についても、補助を活用する中で、助成してまいりたいと考えております。
教育長	北海道内で、現時点で取り組んでいる自治体はありますか。
子ども未来課長	教材費は補助があるので、行っている自治体がありますが、主食費は補助がなく、町単費となるので、助成している自治体は聞いておりません。
教育長	その他に、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第1号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第1号は原案のとおり了解致しました。
【日程第11】 教育長	日程第11、協議案第2号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)

	<p>只今、議題となりました協議案第2号当別町保育士等就労支援給付金交付規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の59頁から64頁までをご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、新たに保育士等就労支援給付金を交付するための規則を制定しようとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。</p>
子ども未来課長	<p>説明を申し上げます。議案書の59頁から64頁までをご高覧ください。</p> <p>本規則につきましては、昨今全国的に、年々保育士の確保が深刻化している状況の中、札幌市を含め、近隣の市町村におきましても、保育士の確保施策を開始しているところがございます。</p> <p>これらのことから、本町においても、町内のこども園における保育士の確保を目的に、町内で保育業務に従事している職員の継続的な任用確保を図り、子どもたちへの質の高い保育を安定的に行うため、一定期間こども園で勤務している保育士に対して、就労支援交付金を交付するため、新たな規則を制定しようとするものです。</p> <p>説明については、以上であります。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。</p>
寺田委員	<p>今回規則を制定することで、3年以上勤務されている方は、すぐ給付を受けられるのですか。</p>
子ども未来課長	<p>今回の件については、基本的に、3年勤務ごとに給付金をお支払いするという考えです。</p> <p>この度、制度のスタートに当たりまして、令和2年度においては、丸3年、丸6年、丸9年勤務をした保育士を対象に、支給を予定しております。また、その次の年になると、その時点において丸3年、丸6年、丸9年となった保育士に支給するという形で運用してまいります。</p>
小林委員	<p>第4条第2項に「当該給付金の交付は、同一の交付対象者につき3回限りとする」とありますが、なぜ3回としたのですか。</p>
子ども未来課長	<p>制度設計する上において、財政当局とも打ち合わせをしました。当初、担当課としては、回数に制限を持たず実施したいという考えを持つ中で、</p>

<p>小林委員</p> <p>子ども未来課長</p> <p>小林委員</p> <p>子ども未来課長</p>	<p>財政当局と協議しましたが、一定程度、丸9年なので3回というところで、制度としてスタートさせました。</p> <p>今後、世の中の情勢が変わってきますので、時宜に即した修正をして、効果的にできるような形にしたいと考えておりますが、スタートにおいては3年ごとを3回、9年間という設定の中で始めさせていただきたいと考えております。</p> <p>給付された方から、良かった点、改善点を意見として吸い上げながら進めていくのですか。</p> <p>ご発言のとおり、今回の施策が保育士にとって、有効な施策として機能しているかは把握する必要がありますので、意見をフィードバックしていただいて、今後の施策の展開に活かしていきたいと考えております。</p> <p>夢の国幼稚園の理事長からも、保育士を集めるのは困難だとよく聞かれます。札幌市も人材難は同様だそうです。</p> <p>この金額が妥当かどうかという話ではなく、この金額を出したことによって、保育士が確実に集まる手助けができていくかということもしっかり調べた上で、金額が足りないのであれば上乗せすればいいですし、金額を出しても意味がないのであれば、違うところに出した方がいいと思うので、そのような点についても、9年間の内に精査した方がいいと思いますし、今後、ある程度ランダムに変えられるようにしていった方がいいのではないかと思います。</p> <p>ご発言のとおりだと思います。</p> <p>今回、金額を10万円に設定した根拠については、石狩管内の他の自治体で、10万円スタートした自治体があることから、保育士を受け入れる当局として、他の自治体と差がつかないようにしたところだと思います。</p> <p>今後、より強固に、当別町に引き入れる必要があると判断した場合には、金額の変更を含めて検討してまいります。</p>
<p>教育長</p>	<p>その他に、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第2号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第2号は原案のとおり了解致しました。</p>

<p>【閉会の宣言】 教育長</p>	<p>以上で、本日の日程は、すべて終了致しました。 令和2年第5回当別町教育委員会定例会を閉会致します。</p>
<p>教育長</p>	<p>引き続き、事務局から報告・連絡等をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校教育課長より説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年第1回当別町議会定例会代表質問及び一般質問について (答弁概要)</li> <li>○卒業生進路及び就学状況について</li> </ul> </li> <li>◆学校教育課参事より説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣改善リーフレットの作成について</li> <li>○英検I B Aの集計データについて</li> </ul> </li> <li>◆社会教育課長より説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度放課後学習会について</li> </ul> </li> <li>◆子ども未来課長より説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度当別町子どもプレイハウス利用申し込み状況について</li> <li>○令和2年度当別町内認定こども園の利用児童数について</li> </ul> </li> </ul>
<p>教育長</p>	<p>次回の定例会の日程であります、令和2年4月22日(水)午後2時から役場3階中会議室での開催を予定していますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で、すべてを終了させていただきます。お疲れ様でした。</p>

閉会 午後3時45分